

新旧対照表

【関税率表解説（平成18年12月1日財関第1475号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
関税率表の解釈に関する通則 (省 略)	関税率表の解釈に関する通則 (同 左)
通 則 1 (省 略)	通 則 1 (同 左)
解 説 (省 略)	解 説 (同 左)
(V) <u>上記（III）（b）において、</u> <u>（a）「項又は注において別段の定めがある場合を除くほか」という表現は、</u> <u>項の規定（4桁の記載、以下同じ。）及びこれに関係する部又は類の注</u> <u>の規定が最優先の規定であり、所属の決定を行う上で最初に考慮すべき</u> <u>ことを明確にするために設けられたものである。例えば、31類（肥料）</u> <u>の注では、この類の項の中には特定の物品のみを含める項があることを</u> <u>定めている。したがって、これらの項の範囲を拡大して、通則2（b）</u> <u>の規定を適用すればこれらの項に含まれることとなるような物品まで</u> <u>を含めることはできない。</u> <u>（b）「通則2、3、4又は5の原則に従う」という表現において、通則2</u> <u>についての記載は、通則2（a）の規定が満たされており、かつ項又は</u> <u>注に別段の定めがない場合には、次の物品は、完成した物品としてその</u> <u>所属が決定されることをいう。</u> <u>（1）提示の際に未完成の物品（例えば、サドル及びタイヤを有しない自</u> <u>転車）</u> <u>（2）提示の際に組み立ててない物品及び分解してある物品（例えば、組</u> <u>み立てていない又は分解してある自転車で、全ての構成材料が共に提</u> <u>示されるもの）で、その構成材料がそれ自体として（例えば、タイヤ、</u> <u>インナーチューブ）又はそれらの物品の部分品として個々に所属を決</u> <u>定され得るもの</u>	(V) <u>上記（III）（b）の「項又は注において別段の定めがある場合を除くほか</u> <u>」という表現は、項の規定（4桁の記載、以下同じ。）及びこれに関係する部又は類の注の規定が最優先の規定であり、所属の決定を行う上で最初に考慮すべきことを明確にするために設けられたものである。例えば、31類（肥料）の注では、この類の項の中には特定の物品のみを含める項があることを定めている。したがって、これらの項の範囲を拡大して、通則2（b）の規定を適用すればこれらの項に含まれることとなるような物品までを含めることはできない。 (新規) </u>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 29 類 有 機 化 学 品</p> <p>（省 略）</p> <p>総 説</p> <p>（省 略）</p> <p>（C）化学的に単一の化合物ではないがこの類に含まれる物品</p> <p>（省 略）</p> <p>この類には、また、ジアゾニウム塩（解説 29.27（A）参照）及びそのカップリング成分並びにジアゾ化し得るアミン及びその塩のうち、中性塩等で希釈して標準的な濃度にしたものも含む。これらはアゾ染料生成用のもので、固体又は液状のものがある。</p> <p><u>更に、この類には、29.36 項から 29.39 項及び 29.41 項の物品のペグ（ポリエチレングリコール（PEG）ポリマー）化誘導体も含む。これらの物品のペグ化誘導体は、ペグ化していないものと同一の項に属する。</u></p> <p><u>ただし、29 類の他のすべての項の物品のペグ化誘導体は、この類から除かれる（一般に 39.07）。</u></p> <p>（省 略）</p>	<p style="text-align: center;">第 29 類 有 機 化 学 品</p> <p>（同 左）</p> <p>総 説</p> <p>（同 左）</p> <p>（C）化学的に単一の化合物ではないがこの類に含まれる物品</p> <p>（同 左）</p> <p>この類には、また、ジアゾニウム塩（解説 29.27（A）参照）及びそのカップリング成分並びにジアゾ化し得るアミン及びその塩のうち、中性塩等で希釈して標準的な濃度にしたものも含む。これらはアゾ染料生成用のもので、固体又は液状のものがある。</p> <p>（新 規）</p> <p>（同 左）</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>29.28 ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体</p> <p>(省 略)</p> <p>ヒドラジン ($\text{H}_2\text{N} \cdot \text{NH}_2$) は 1 個以上の水素原子の置換によって、例えば、 ($\text{R} \cdot \text{NH} \cdot \text{NH}_2$) 及び ($\text{R} \cdot \text{NH} \cdot \text{NH} \cdot \text{R}^1$) (ここで R 及び R^1 は有機基を表す。) のような誘導体を生じる。</p> <p><u>ヒドロキシルアミン (H_2NOH)</u> もまた、1 個以上の水素原子の置換により 多数の誘導体を得ることが可能である。</p> <p>キノンオキシムの互変異性体であるニトロソフェノール及びキノンイミン オキシムの互変異性体であるニトロソアミンはこの項に含まない（解説 29.08 及び 29.21 参照）。</p> <p>(省 略)</p>	<p>29.28 ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体</p> <p>(同 左)</p> <p>ヒドラジン ($\text{H}_2\text{N} \cdot \text{NH}_2$) は 1 個以上の水素原子の置換によって、例えば、 ($\text{R} \cdot \text{NH} \cdot \text{NH}_2$) 及び ($\text{R} \cdot \text{NH} \cdot \text{NH} \cdot \text{R}^1$) (ここで R 及び R^1 は有機基を表す。) のような誘導体を生じる。</p> <p><u>ヒドロキシルアミン ($\text{NH}_2 \cdot \text{OH}$)</u> もまた、<u>水酸基又はアミノ基 ($-\text{NH}_2$)</u> の いずれかの水素原子の置換により多数の誘導体を得ることが可能である。</p> <p>キノンオキシムの互変異性体であるニトロソフェノール及びキノンイミン オキシムの互変異性体であるニトロソアミンはこの項に含まない（解説 29.08 及び 29.21 参照）。</p> <p>(同 左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 30 類 医療用品</p> <p>注 (省 略)</p> <p>4 第 30.06 項は、次の物品のみを含む。当該物品は、第 30.06 項に属するものとし、この表の他の項には属しない。 (省 略)</p> <p>(Ⅰ) 瘢 (ろう) 造設術用と認められるもの（例えば、結腸造瘻 (ろう) 用、回腸造瘻 (ろう) 用又は人工尿路開設術用の特定の形状に裁断したパウチ並びにこれらの接着性のウエハー及び面板）</p> <p style="text-align: center;"><u>総 説</u></p> <p><u>この類には、薬剤としての有効性を改善するために、30 類の医薬品（例えば、機能性たんぱく質及びペプチド、抗体フラグメント）と結合させたポリエチレンギリコール (PEG) ポリマーからなるペグ化した物品を含む。この類の各項の物品をペグ化したものは、ペグ化していないものと同一の項に属する（例えば、30.02 項のペグインターフェロン (INN)）。</u></p>	<p>第 30 類 医療用品</p> <p>注 (同 左)</p> <p>4 第 30.06 項は、次の物品のみを含む。当該物品は、第 30.06 項に属するものとし、この表の他の項には属しない。 (同 左)</p> <p>(Ⅰ) 瘢 (ろう) 造設術用と認められるもの（例えば、結腸造瘻 (ろう) 用、回腸造瘻 (ろう) 用又は人工尿路開設術用の特定の形状に裁断したパウチ並びにこれらの接着性のウエハー及び面板）</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 規)</u></p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 32 類</p> <p>なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料 その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ (省 略)</p> <p>32.14 ガラス用又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉そく用のコンパウンド その他のマスチック及び塗装用の充てん料並びに建物の外面、室内の 壁、床、天井その他これらに類する面用の非耐火性調製上塗り材 (省 略)</p> <p>(I) ガラス用のパテ又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉そく用コンパウンド その他のマスチック (省 略)</p> <p>この種の物品には、次のものを含む。 (省 略)</p> <p>(9) プラスチックを基材とするマスチック：ポリエステル、ポリウレタン、シリコーン、エポキシ樹脂その他のプラスチックに高率（ただし、80%未満）の各種の充てん料（例えば、粘土砂、その他のけい酸塩類、二酸化チタン、金属の粉）<u>を加えているかいないかを問わない</u>。これらマスチックのあるものは、硬化剤を添加した後に使用するものもある。また、マスチックのあるものは、硬化せず、使用後に粘着性が残るものもある（例えば、音響用のシーラント）。その他に、溶媒の揮発により硬化するもの、凝固によるもの（ホットメルトマスチック）、大気にさらすこと又は混合している異なる構成要素の反応（マルチコンポーネントマスチック）により硬化するものがある。 <u>このような物品は、マスチックとして使用するために完全に調合されているものに限りこの項に属する。マスチックは、建築時又は家庭での補修におけるある種の連結部のシールに、ガラス、金属、又は磁器製品のシール又は修繕に、車体製作業用の充てん料又はシール剤として、あるいは、接着性シール剤の場合は、種々の表面を結合するために使用される。</u> (省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第 32 類</p> <p>なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料 その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ (同 左)</p> <p>32.14 ガラス用又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉そく用のコンパウンド その他のマスチック及び塗装用の充てん料並びに建物の外面、室内の 壁、床、天井その他これらに類する面用の非耐火性調製上塗り材 (同 左)</p> <p>(I) ガラス用のパテ又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉そく用コンパウンド その他のマスチック (同 左)</p> <p>この種の物品には、次のものを含む。 (同 左)</p> <p>(9) プラスチックを基材とするマスチック：ポリエステル、ポリウレタン、シリコーン、エポキシ樹脂その他のプラスチックに高率（ただし、80%未満）の各種の充てん料（例えば、粘土砂、その他のけい酸塩類、二酸化チタン、金属の粉）<u>を加えたもの</u>である。これらマスチックのあるものは、硬化剤を添加した後に使用するものもある。また、マスチックのあるものは、硬化せず、使用後に粘着性が残るものもある（例えば、音響用のシーラント）。その他に、溶媒の揮発により硬化するもの、凝固によるもの（ホットメルトマスチック）、大気にさらすこと又は混合している異なる構成要素の反応（マルチコンポーネントマスチック）により硬化するものがある。マスチックは、建築用または家庭での補修用にある種の連結部のシールに、ガラス、金属、又は磁器製品のシール又は修繕に、車体製作業用の充てん料又はシール剤として、あるいは、接着性シール剤の場合は、種々の表面を結合するために使用される。 (同 左)</p>

新旧对照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財閥第 1475 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 38 類 各種の化学工業生産品	第 38 類 各種の化学工業生産品
(省 略)	(同 左)
38.24 鑄物用の鑄型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	38.24 鑄物用の鑄型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）
(省 略)	(同 左)
(B) 化学品及び化学又はその他の調製品	(B) 化学品及び化学又はその他の調製品
(省 略)	(同 左)
(21) 小売用の容器入りにした修正液：これらは、不透明（白色又はその他の色に着色されている。）な液体で、顔料、バインダー及び溶剤を主要成分とする。タイプ文書、手書き文書、写真複写、オフセット印刷原版その他これらに類するものの誤りや、その他の好ましくない点を隠すために使用する。これらは、通常、小型のびん詰め（その栓には通常小さなブラシがついている。）及び缶詰めにし又はペンの形をしたものに入っている。 この修正液用の有機の配合シンナーは 38.14 項に含まれる。	(21) 小売用の容器入りにした修正液：これらは、不透明（白色又はその他の色に着色されている。）な液体で、顔料、バインダー及び溶剤を主要成分とする。タイプ文書、手書き文書、写真複写、オフセット印刷原版その他これらに類するものの誤りや、その他の好ましくない点を隠すために使用する。これらは、通常、小型のびん詰め（その栓には通常小さなブラシがついている。）及び缶詰めにし又はペンの形をしたものに入っている。 この修正液用の有機の配合シンナーは 38.14 項に含まれる。
(22) 小売用の容器入りにした修正テープ：これらは、一般にプラスチック製の容器に入れて提示される修正リボンのロールであり、文字又はタイプ文字の誤り若しくはタイプ文書、手書き文書、写真複写、オフセット印刷機用のマスター等の誤字その他の好ましくない箇所を訂正するために使用する。これらの物品には、様々な幅と長さのテープがある。修正リボンは、リボンの表面に塗布された不透明な顔料塗膜からなる。この塗膜は、転写ヘッドを修正箇所に押しつけることにより手動で転写される。 この項には、次の物品を含まない。 (a) 粘着性の裏張りを有する紙製の修正テープ（48 類）。 (b) インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたタイプライターリボンその他これに類するリボン（96.12）。	(22) ~ (49) (新 規)
(23) ~ (50) (省 略)	(同 左)
(省 略)	(同 左)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 39 類 プラスチック及びその製品	第 39 類 プラスチック及びその製品
（省 略）	（同 左）
総 説	総 説
（省 略）	（同 左）
一次製品 39.01 項から 39.14 項までは一次製品の物品のみを含む。「一次製品」とは、この類の注 6 に規定する次の形状の物品に限る。 (1) 液状又はペースト状のもの：これらは、最終材料にするための熱その他の方法により硬化 (curing) を必要とする基礎的な重合体又は未硬化又は部分的に硬化した材料のディスパーション（乳化し又は懸濁しているもの）及び溶液である。硬化に必要な物質（硬化剤（架橋剤）その他の共反応剤及び促進剤等）の他に、これらの液状又はペースト状のものには、主として最終物品に特別な物性その他の所望の特性を与えるために、可塑剤、安定剤、充てん料及び着色料のような他の物質を含んでいてもよい。液状のもの及びペースト状のものは铸造、押出し等のために使用するほか、含浸材料、表面塗装剤、ワニス及びペイントのベース又は膠（こう）着剤、粘度付与剤、凝集剤等としても使用する。 （省 略） 溶剤を含有しない液状の重合体で、ワニスとしてのみ使用することが明らかに認められる物品（硬化剤を添加することなく、熱、大気中の湿度又は酸素によって被膜を形成するもの）は、32.10 項に属する。ワニスとして使用することが明らかに認められないものは、この類に含まれる。 <u>マスチックとしての使用に適する物品にするために、添加物をさらに調合した一次製品の重合体は、32.14 項に属する。</u> （省 略）	一次製品 39.01 項から 39.14 項までは一次製品の物品のみを含む。「一次製品」とは、この類の注 6 に規定する次の形状の物品に限る。 (1) 液状又はペースト状のもの：これらは、最終材料にするための熱その他の方法により硬化 (curing) を必要とする基礎的な重合体又は未硬化又は部分的に硬化した材料のディスパーション（乳化し又は懸濁しているもの）及び溶液である。硬化に必要な物質（硬化剤（架橋剤）その他の共反応剤及び促進剤等）の他に、これらの液状又はペースト状のものには、主として最終物品に特別な物性その他の所望の特性を与えるために、可塑剤、安定剤、充てん料及び着色料のような他の物質を含んでいてもよい。液状のもの及びペースト状のものは铸造、押出し等のために使用するほか、含浸材料、表面塗装剤、ワニス及びペイントのベース又は膠（こう）着剤、粘度付与剤、凝集剤等としても使用する。 （同 左） 溶剤を含有しない液状の重合体で、ワニスとしてのみ使用することが明らかに認められる物品（硬化剤を添加することなく、熱、大気中の湿度又は酸素によって被膜を形成するもの）は、32.10 項に属する。ワニスとして使用することが明らかに認められないものは、この類に含まれる。 (新 規)
（同 左）	（同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>39.07 ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネット、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>（省 略）</p> <p>（2）その他のポリエーテル：エポキシド、グリコールその他類似の物質から得た重合体で、重合鎖にエーテル官能基が存在することで特徴づけられる。これらは、エーテル官能基が重合鎖上の置換基となっている 39.05 項のポリビニルエーテルと混同してはならない。このグループの中で最も重要なのはポリ（オキシエチレン）（ポリエチレングリコール）、ポリオキシプロピレン及びポリフェニレンオキシド（PPO）（より正確にはポリ（ジメチルフェニレン-オキシド）と呼ばれる。）である。これらの物品は、種々の用途があり、ポリフェニレンオキシドはポリアセタールと同様に工業用プラスチックとして使用され、ポリオキシプロピレンはポリウレタンフォームの中間体として使用する。</p> <p><u>この項には、また、29 類（1 節から 10 節まで並びに 29.40 項及び 29.42 項）の物品のペグ（ポリエチレングリコール（PEG））化誘導体を含む。</u></p> <p><u>ペグ化された物品で、そのペグ化されていないものが 29 類（29.36 項から 29.39 項まで及び 29.41 項）又は 30 類のいずれかに属するものは、この項には含まれず、一般に、ペグ化されていない物品と同じ項に属する。</u></p> <p>（省 略）</p>	<p>39.07 ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネット、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）</p> <p>（同 左）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>（同 左）</p> <p>（2）その他のポリエーテル：エポキシド、グリコールその他類似の物質から得た重合体で、重合鎖にエーテル官能基が存在することで特徴づけられる。これらは、エーテル官能基が重合鎖上の置換基となっている 39.05 項のポリビニルエーテルと混同してはならない。このグループの中で最も重要なのはポリ（オキシエチレン）（ポリエチレングリコール）、ポリオキシプロピレン及びポリフェニレンオキシド（PPO）（より正確にはポリ（ジメチルフェニレン-オキシド）と呼ばれる。）である。これらの物品は、種々の用途があり、ポリフェニレンオキシドはポリアセタールと同様に工業用プラスチックとして使用され、ポリオキシプロピレンはポリウレタンフォームの中間体として使用する。</p> <p>（新 規）</p> <p>（同 左）</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 48 類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品 (省 略)	第 48 類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品 (同 左)
48.14 壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー ^{（省 略）}	48.14 壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー ^{（同 左）}
この項には、次の物品を含まない。 (省 略)	この項には、次の物品を含まない。 (同 左)
(c) 壁面被覆材に類する物品であるが、重く、かつ、堅い構造をしており、 例えば、板紙のベースと一層のプラスチックとから成っており、通常、幅 の広い（例えば、183 センチメートル）ロール状で提示され、床敷き及び壁 面被覆材の両方に使用されるもの（主として <u>48.23</u> ） (省 略)	(c) 壁面被覆材に類する物品であるが、重く、かつ、堅い構造をしており、 例えば、板紙のベースと一層のプラスチックとから成っており、通常、幅 の広い（例えば、183 センチメートル）ロール状で提示され、床敷き及び壁 面被覆材の両方に使用されるもの（主として <u>48.11</u> ） (同 左)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 85 類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>（省 略）</p> <p>85.18 マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかを問わない。）、ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかを問わない。）、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置</p> <p>（省 略）</p> <p>（A）マイクロホン及びそのスタンド</p> <p>マイクロホンは、音の振動をそれに対応する電流の変動又は振動に変換し、送信、放送又は録音することができるようとするものである。それらの作動原理に応じて次の物品が属する。</p> <p>（省 略）</p> <p>（5）熱式又は熱線型のマイクロホン：加熱された抵抗線を有しており、音波の作用でその温度が変化し、結果としてその抵抗が変化するものである。</p> <p>この項には、また、一本以上の無線マイクロホンと無線受信機を組み合わせた無線マイクロホンセットを含む。無線マイクロホンは、受信した音波に対応する信号を、無線伝送回路及び内部又は外部アンテナにより発信する。受信機は、発信された無線電波を受信するための一つ以上のアンテナ及び無線電波を電気音声信号に変換するための内部回路を有しており、また、一つ以上の音量調節つまみ及び出力プラグを有する場合がある。</p> <p>（省 略）</p>	<p>第 85 類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>（同 左）</p> <p>85.18 マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかを問わない。）、ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかを問わない。）、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置</p> <p>（同 左）</p> <p>（A）マイクロホン及びそのスタンド</p> <p>マイクロホンは、音の振動をそれに対応する電流の変動又は振動に変換し、送信、放送又は録音することができるようとするものである。それらの作動原理に応じて次の物品が属する。</p> <p>（同 左）</p> <p>（5）熱式又は熱線型のマイクロホン：加熱された抵抗線を有しており、音波の作用でその温度が変化し、結果としてその抵抗が変化するものである。</p> <p>（新 規）</p> <p>（同 左）</p>